

令和6年度 第10回山北町農業委員会総会 会議録					
召 集 年 月 日		令和7年1月27日（月）			
召 集 場 所		山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年1月27日 午後1時30分			
	閉会	令和7年1月27日 午後2時20分			
応（不応）招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡 例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す		番号	氏 名	出欠等の別	
		1 番	磯崎 加代子	○	
		2 番	瀬戸 雅弘	○	
		3 番	瀬戸 由紀子	○	
		4 番	細谷 晋之	○	
		5 番	室伏 正裕	○	
		6 番	田淵 康男	○	
		推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
		推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
		推進委員 岸地区	石田 文也	○	
		推進委員 共和地区	和田 一良	○	
		推進委員 清水地区	池田 和則	△	
		会 議 録 署 名 委 員		2 番	瀬戸雅弘
出席した事務局	事務局長		事務局員	高橋、中村、瀬戸	
会議に付した案件		別紙のとおり			
会 議 経 過		別紙のとおり			

山 北 町 農 業 委 員 会 第 10 回 総 会 会 議 録

令和7年1月27日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをご覧ください。[REDACTED] 本申請がありました。申請地は、[REDACTED]の合計面積 [REDACTED]㎡です。譲渡人の[REDACTED]から譲受人の[REDACTED]へ所有権を移転します。

2ページから9ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。[REDACTED]となっております。

4ページをご覧ください。自作地として [REDACTED]㎡ (田 : [REDACTED]㎡、畑 [REDACTED]㎡) を所有しています。

5ページをご覧ください。(1) [REDACTED]は申請地で露地野菜や柑橘類を作付け予定です。(2) 農機具類の所有状況ですがトラクター、管理機、田植え機、ハーベスタ、バインダーを保有しています。

(3) [REDACTED]は[REDACTED]で学んだ後、[REDACTED]で5年、[REDACTED]で有機農業を1年学んでいるとのことです。補助的な従事者として[REDACTED]が年間40日ほど従事するとのことです。現在の自宅から申請地までは約 [REDACTED]km、車で [REDACTED]分程です。[REDACTED]。

6ページをご覧ください。[REDACTED]は現在、[REDACTED]に従事しています。[REDACTED]して働く一方、[REDACTED]で大豆や露地野菜を栽培しているとのことです。

7ページをご覧ください。地域との役割ですが、農道、用水路の清掃活動には積極的に参加していくとのことです。

10、11ページが全部事項証明書です。

12、13ページが位置時と拡大図です。

14ページが公図兼写真方向図です。

15ページから17ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦で耕作しやすい場所であることを確認しました。前回の申請時に山の部分は本当に管理できるのかという質問があったので、確認をしてきました。以前は背丈以上の草に覆われており、入ることすらできませんでしたが、草刈りがきちんとされており、耕作が可能な状態になっていることを確認しました。

議長 : 現地を確認した石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 現地はきちんと耕作されていることを確認しました。

議長 : 何か意見はありますか

室伏委員 : 農地法 3 条許可後、事務局ではどのくらいのペースで耕作をしているのか確認しているか。

事務局 : 3 か月に 1 回は見に行きます。今回の申請箇所は [] があるので随時確認しています。

室伏委員 : 例えば 3 か月後に確認し、耕作していない場合指導し、それでも耕作しないようならどのような対応をしているか。

事務局 : 何回も指導しても耕作が行われない場合は、許可の取り消しもありますので申請者の不利益にならないよう、声掛けを行っています。

室伏委員 : 許可の取り消しについては申請者に伝えているのか。

事務局 : 許可書には農地を効率的に利用することを許可条件にしており、注意事項には許可条件を満たさない場合には農地法第 3 条第 1 項の許可を取り消す場合があります。と明記しています。許可書交付時に説明しています。

議長 : その他特に意見がなければ、承認の方は挙手願います。(全員) 挙手。よって議案 13 号は承認されました。続きまして非農地証明について事務局から説明願います。

4 その他

事務局 : 18 ページをご覧ください。非農地証明について説明します。2 件の証明願がありますが関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。本対象地は、[]
[] として利用されます。申請者は [] です。対象地は []
[] の合計 [] m²です。

19 ページから 22 ページが全部事項証明書です。

23、24 ページが位置図と拡大図です。[]
[] を [] に進んでいった山中に対象地があります。こちら、現地確認した時には [] から歩いていきましたが、山を 30 分程歩いて対象地に到着しました。その道中も一回谷間まで下りて、山からロープが 1 本ぶら下がっておりそれを使わなければたどり着けないような場所でした。

25 ページが全部事項証明書兼写真方向図です。

26、27 ページが池田推進委員に確認していただいた時の写真です。山林化していることがわかります。

続けて 2 件目の非農地証明について説明します。

申請者は []、対象地は [] の [] m²です。

29、30 ページが全部事項証明書です。31、32 ページが位置図、拡大図です。場所は 1 件目の隣接地です。

33 ページが公図兼写真方向図です。

34、35 ページが池田推進委員に確認していただいた時の写真です。非農地証明の定義である、位置からみて農地として利用できない土地という要件があり、県農地課に相談して要件に合致するため非農地証明を発行しました。以上です。

議長 : その他何か意見はありますか。(特に意見なしの声) その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は2月25日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:20)